香川県条例第７号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年香川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

（個人番号の利用等）

第４条　略

別表第１（第４条関係）

執行機関	事　　　務
１・２　略	
２の２　知事	難病（知事が指定するものに限る。）の患者に対する当該難病に係る医療に要した費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの
３～８　略	

備考　略

別表第２（第４条関係）

執行機関	事　　務	特　定　個　人　情　報
１・２　略		
２の２　知事	別表第１の２の２の項に掲げる事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給

改正前

（個人番号の利用等）

第４条　法第９条第２項に規定する条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

２　別表第２の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で当該執行機関が保有する同表の右欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が、情報提供ネットワークシステムを使用して当該執行機関以外の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

別表第１（第４条関係）

執行機関	事　　　務
１・２　略	
３～８　略	

備考　略

別表第２（第４条関係）

執行機関	事　　務	特　定　個　人　情　報
１・２　略		

		付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	
３～６　略			３～６　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。